

災害時における物資の供給に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、高知県内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震・風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、次のとおり、避難所の設営等に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の供給に関する事項について協定を締結する。

（要請）

- 第１条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。
- ２ 前項の要請は、原則として別記第１号様式の文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

（要請事項の措置）

- 第２条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請時点で可能な範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を別記第２号様式の文書で甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって連絡、その後速やかに文書で手続を行うものとする。
- ２ 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。
- （１）被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- （２）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- （３）甲の要請に優先的に対応することが可能なもの
- ３ 乙は、前項の選定をし、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。
- （１）組合員の名称及び所在地
- （２）連絡窓口及び連絡方法
- （３）物資の種類、数量及び提供可能時期
- （４）その他必要な事項
- ４ 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の範囲）

- 第３条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。
- （１）段ボール製簡易ベッド
- （２）段ボール製シート
- （３）段ボール製間仕切り
- （４）その他乙の組合員の取扱商品

（物資の運搬、引渡し）

- 第４条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として組合員が行うものとする。
- ２ 甲は、前項の引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き受けるものとする。
- ３ 組合員は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

（物資の回収）

- 第５条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（費用の負担等）

- 第６条 甲の要請により組合員が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。
- ２ 業務に要した経費等については、災害対策基本法第９１条又は第９２条の規定に基づき、相当額を甲が負担する。
- ３ 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- ４ 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかにその代金を組合員に支払うものとする。

（車両の通行）

- 第７条 甲は、災害時において組合員が物資を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（連絡責任者等の指定）

- 第８条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に別記第３号様式の文書で報告するものとする。
- ２ 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（平常時の活動）

- 第９条 乙は、甲又は市町村が実施する災害に備えた訓練や出前講座等への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。
- なお、県内での備蓄については、「高知県防災関連登録製品」を優先するものとする。

（他の協定との関係）

- 第１０条 この協定は、甲、乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（協議）

- 第１１条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

- 第１２条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年９月２１日

甲 高知県

高知県知事

乙 大阪府中央区森之宮中央一丁目１６番１６号

西日本段ボール工業組合

理事長